

各申請書様式について

○道路掘削許可願

水道管の引き込みに伴う市道の掘削を行う際に必要な申請です。
本申請書の他、道路使用許可申請書も併せて提出していただきます。

○道路占用許可申請書

市道に工作物や施設を設置し、継続的に使用する場合に必要な申請です。
設置にあたっては占用料金が必要となります。(ただし、宅地への進入路や排水管または公共性の高い物件など、占用料金が免除となる場合もありますので、詳しくは管理課へお問い合わせください。)
本申請書の他、道路使用許可申請書も併せて提出していただきます。

○里道・水路占用許可申請書

里道や水路に工作物や施設を設置し、継続的に使用する場合に必要な申請です。
設置にあたっては占用料金が必要となります。(ただし、宅地への進入路や排水管または公共性の高い物件など、占用料金が免除となる場合もありますので、詳しくは管理課へお問い合わせください。)

○里道・水路工事施工承認申請書

里道・水路の工事を行う場合に必要な申請です。
本申請書の他、道路使用許可申請書も併せて提出していただく場合もあります。
なお、申請内容によっては、隣接者・町内会の同意書が必要な場合もありますので、申請の際には事前協議をお願いいたします。

○道路占用廃止届

占用物件を使用しなくなった時に必要な申請です。
本届出書を提出の上、原形復旧(占用物件の撤去)を行っていただきます。
占用物件を使用しなくなった時には、漏れなく申請をお願いします。

○道路工事施工承認申請書

市道の工事(道路舗装や側溝改修、法面埋立、歩道切下げ等)を行う場合に必要な申請です。
本申請書の他、道路使用許可申請書も併せて提出していただきます。
なお、申請内容によっては、隣接者・町内会の同意書が必要な場合もありますので、申請の際には事前協議をお願いいたします。

○道路使用許可申請書

上記申請に基づく工事等に伴い、道路を使用される場合に必要な申請です。
本申請書は所管警察署の許可になりますが、市道の場合は管理課が提出窓口となります。
上記申請書と併せて提出してください。

○道路通行止め時間制限について

上記申請に基づく工事等に伴い、道路の全面通行止めが必要な場合に必要な申請です。
上記申請書と併せて提出してください。
ただし、片側通行や鉄板敷設等により工事中でも通行が可能な場合は提出不用です。

○工事着手・竣工届

上記申請に基づく工事が完了した際に提出いただく書類です。

○道路幅員証明書

市道の幅員証明が必要な場合は、本様式により申請してください。

○情報提供申出書

道路台帳平面図の写しが必要な場合は、本様式により申請してください。
(複写費用として1枚10円必要です。)

○田辺駅前広場使用願

紀伊田辺駅の駅前広場を使用する際に必要な申請です。
空き状況の確認のため事前に管理課へお問い合わせください。
提出部数は3部です。